

アスベスト無料分析 のご案内

申請前
にお読み
ください

アスベスト含有が疑われる建材の無料分析を行っています。ご活用ください。

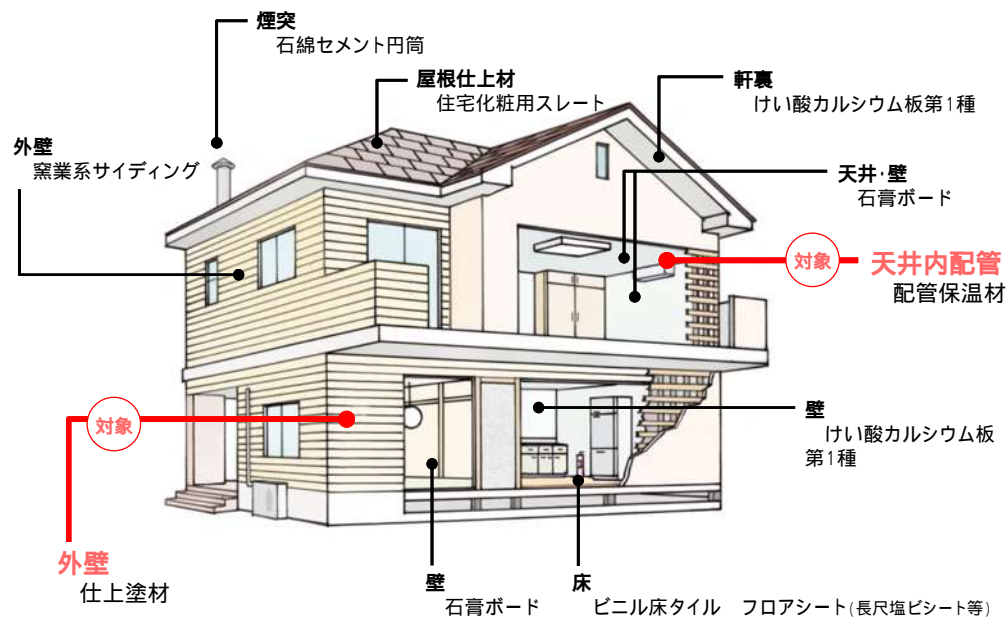
- 申請する方は
- ✓ 分析したい建材と場所を決めてください。
 - ✓ 図面や写真で採取場所を示してください。
- 新宿区では
- ✓ 申請者が指定した対象建材を原則1か所採取します。
 - ✓ 採取した建材のアスベスト含有の有無を無料分析します。

△この制度は、アスベストがありそうな場所を探す制度ではありません。
採取を希望する建材と場所は、申請前に特定してください。

アスベストが使用されている可能性がある場所

木造戸建て住宅の場合

下図の(対象)が無料分析の対象建材です。それ以外は対象外です。次ページ以降の建材写真からお住まいに使われていないかご確認ください。



イラスト出典:「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)

制度内容

無料

新宿区が委託した調査員が建物を訪問し、申請者が指定した対象建材を原則1か所採取して、アスベスト含有の有無を無料で分析します。

申請は建築物1棟につき原則1回限りです。ただし、吹付け材とその他の建材がある場合は、各々の分析調査を1回できます。

対象となる建材	吹付け材 レベル1	保温材、断熱材等 レベル2	仕上げ塗材、成形板等 レベル3
	吹付けアスベスト 吹付けロックウール など	保温材 耐火被覆板 屋根用折板断熱材 煙突用断熱材 など	仕上げ塗材のみ (スレート板、せっこうボード等の成形板等は対象外です。) (「上記対象外」は、「アスベストを含まない」という意味ではありません。解体・改修時には、法令に基づく事前調査が別途必要です。)

分析したい建材と採取場所は、申請する方に決めていただきます。

対象となる建築物	平成18(2006)年8月31日以前に建てられ、次の条件をすべて満たす建物		点検口がない等の建築物の状況等により、採取できず対象外となる可能性があります。
	1. 対象となる建材が使用されているおそれがあること(図面及び写真で明示してください) 2. 過去または現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと(是正指導等を受けている場合は、是正していること)		
対象となる方	 個人	所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または対象建築物に居住する者	
	 法人	所有する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する者)	
	 分譲マンション等	分譲マンション等の管理組合の代表者(アスベスト調査員派遣を行うことについて、管理組合の総会の決議等により管理者として選任された者を含む)	

参考写真 無料分析の対象建材が使われている場合は、こちらをご確認ください



国のデータベースで、建材メーカーが過去に製造した含有建材の種類、名称、製造時期、含有率等を提供しています。ご活用ください。

リンク先 石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)
<https://asbestos-database.jp>

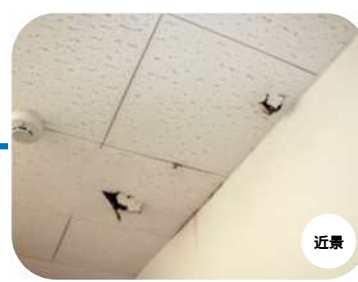


写真 出典:「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)
 写真 出典:建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル(東京都環境局)

区HPはこちら



問合せ

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
 新宿区歌舞伎町1-4-1(新宿区役所本庁舎8階3番窓口)
 ☎ 03-5273-3829 FAX 03-3209-9227